

建築差し止め訴訟の概要

1 請求内容

原告団は、被告アーバネットコーポレーション及び都市建コーポレーションに対して、「(仮称)五反田プロジェクト」なる建設工事をしないよう求める訴訟を提起します。仮に当方の請求を容認する判決が出た場合には、それ以後、建設工事を強制的に止めさせることができます。また都市建による解体工事によって甚大な被害を受けた近隣住民の慰謝料請求も行います。

2 請求理由

本件訴訟においては、建設工事の差止理由として四つの事情を主張しています。

・第一に、**工事自体の危険性**です。

危険な事故を起こし、再発防止もままならない被告らが今後の工事を行うことで、再度危険な事故が起きるおそれ大きいこと。

・第二に、**本件建物建築の、脱法行為としての違法性**です。

アーバネット社は、本件建物を建築基準法上の「共同住宅」として建築確認申請を行っていますが、これが虚偽であることが疑われています。そのため、「共同住宅」のために定められた様々な緩和規定が、本来適用されるべきでないのに適用されていることは、実質的に違法ではないか、ということ。

・第三に、**限度を超えた日照侵害**です。

高さ42メートルを超える本件建物が建つことによって、近隣住民が今まで浴びてきた日の光が遮られ、日中の多くを日陰で過ごすことになるのは、耐えがたい権利侵害だということ。

・第四に、**高層建築物によるプライバシー侵害**です。

本件建物は、開放廊下を備えた高層建築物であるにも関わらず、視線を遮る措置が全くとられない計画です。本件建物が建つことにより、近隣住民は門戸やバルコニーを常に視線に晒され、ことによっては居室内までも本件建物から丸見えになる可能性があります。この状況自体が周辺住民にとってプライバシー侵害であること。

以上の主張をもって、私たちは訴訟という非常手段に訴えることにしました。しかし裁判費用の負担は重く、原告を中心として資金を集めておりますが、池田山の皆様にご支援いただけましたら、より強力に訴訟を進められます。そのためご共感いただける方にはご寄付をお願いしたく、いくらでも結構ですので下記口座にお振込みください。

★三菱 UFJ 銀行五反田支店

普通預金 店番 537 口座番号 0644951

口座名 池田山住環境協議会 ワンルームマンション訴訟口座 代表 船曳鴻紅